

一般社団法人東京科学大学医科同窓会定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人東京科学大学医科同窓会の定款を補完する諸事項について、定めることを目的とする。

第2章 会費・入会金等に関する事項

(会費等の金額)

第2条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 本法人の会費は、年額金10,000円とする。
- (2) 終身会費は、年会費の20年分200,000円とする。
- (3) 入会準備金は、50,000円とする。

(終身会費の運用)

第3条 終身会費の運用は、次のとおりとする。

- (1) 終身会費の利子は、各年度の予算に組み入れる。
- (2) 納入後20年を経過した終身会費は、各年度の予算に組み入れることができる。

第3章 社員(評議員)に関する事項

(社員(評議員)の選出)

第4条 (1) 定款第10条(2)の会員から選出される社員(評議員)数は3名とする。
(2) 定款第10条(3)、(4)、(5)、(6)の会員から選出される社員(評議員)数は3名とする。

第4章 会員に関する事項

(難治疾患研究所)

第5条 生体材料研究所の医学系研究分野及び難治疾患研究所に所属するものに関しては、当分の間「本学医科」に準じて取り扱う。

第5章 会費減免施行に関する事項

(目的)

第6条 この施行細則は、一般社団法人東京科学大学医科同窓会定款第12条第2項の会費減免の施行に関する諸事項について、定めることを目的とする。

(永年会員)

第7条 高齢等を理由に、会員活動からの引退を希望する会員については、理事会の承認を得て永年会員として待遇し、定款第12条第1項に従い、会費納入を免除する。

第8条 定款の定めるものについて、永年会員は次のとおりとする。

- (1) 定款第8条の会報および本法人からの通信の授受は、会員の希望のとおりとする。
- (2) 定款第16条の社員の選挙権および被選挙権をもたない。

(会費の減免)

第9条 医学部卒業後5年以下の会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 本法人の会費は、年額金7,000円とする。

附則

1. この細則は、当法人の設立の日から、施行する。
2. 第2条 お茶の水会医科同窓会平成9年7月18日評議員会決定に則る
お茶の水会医科同窓会平成11年4月27日評議員会決定に則る
3. 第3条 お茶の水会医科同窓会昭和53年3月27日評理事会決定に則る
4. 第4条 お茶の水会医科同窓会昭和53年4月24日理事会決定に則る
5. 第5条 一般社団法人お茶の水会医科同窓会平成22年5月10日理事会決定に則る
6. 第2条 一般社団法人東京医科歯科大学医科同窓会平成29年5月22日理事会決定・
同5月28日社員総会決定に則る
7. 第9条 一般社団法人東京医科歯科大学医科同窓会平成29年11月20日理事会決定に則る